

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	5	】	労	働	安	全	衛	生	法	
こ	の	法	律	は	、	労	働	基	準	法	と	共	に	、	労	働	災	害	の
防	止	の	為	に	、	危	害	防	止	基	準	を	確	立	し	、	責	任	体
制	を	明	確	化	し	、	自	主	的	活	動	を	促	進	さ	せ	る	事	に
よ	っ	て	、	職	場	に	お	い	て	労	働	者	の	安	全	と	健	康	を
確	保	し	、	快	適	な	職	場	環	境	を	実	現	さ	せ	る	事	を	目
的	と	し	ま	す	。	そ	の	為	に	、	総	括	安	全	衛	生	管	理	者
・	安	全	管	理	者	・	衛	星	管	理	者	・	安	全	衛	生	推	進	者
等	・	産	業	医	等	・	作	業	主	任	者	・	統	括	安	全	衛	生	責
任	者	・	元	方	安	全	衛	生	管	理	者	・	安	全	衛	生	責	任	者
・	安	全	委	員	会	・	衛	星	委	員	会	・	安	全	衛	生	委	員	会
等	に	つ	い	て	の	定	め	等	が	あ	り	ま	す	。	機	械	等	・	危
険	物	・	有	害	物	に	関	す	る	規	制	も	あ	り	ま	す	。	必	要
な	健	康	診	断	の	事	も	定	め	て	い	ま	す	。	労	働	者	が	安
心	し	て	働	け	て	初	め	て	、	会	社	も	業	績	を	伸	ば	す	事
が	で	き	る	の	で	す	。	で	す	か	ら	、	会	社	及	び	会	社	の
責	任	者	は	、	積	極	的	に	こ	の	法	律	を	守	り	ま	し	よ	う
そ	し	て	、	労	働	者	が	働	き	が	い	の	あ	る	会	社	に	し	て
会	社	を	、	未	来	永	劫	に	向	か	っ	て	、	発	展	さ	せ	ま	し
よ	う	。																	